

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書

厳しい財政状況の中、独自財源を活用して人的措置等を実施する自治体も存在する一方で、自治体間で教育格差が生じることが深刻な問題となっています。義務教育費国庫負担制度に関しては、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた経緯があり、国としては定数改善にむけた財源保障を強化し、全国どこに住む子どもでも一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請としています。

また、現在、学校現場では貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置などといった多岐にわたる課題が山積しており、文部科学省の調査（2023年度）では小・中・高をあわせた不登校児童・生徒数が41万人を超え、特に小・中学校で11年連続増加し過去最高となっている現状があります。そのような中で、子どものゆたかな学びと育ちを保障するための十分な教材研究や授業準備の時間を確保することが困難になっています。学校の働き方改革を推進するためには、加配教員の増員や少数職種の配置改善を含む教職員定数の見直しが不可欠です。また、2020年度の法改正により小学校の学級編制標準は25年度までに35人に引き下げられ、中学校では26年度から引き下げる方針となっています。今後は、よりきめ細かな教育活動を実現するために、小中学校における学級編制標準の更なる引き下げと少人数学級の実現がもとめられます。子どものゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備が不可欠であるとともに、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「学校・教師が担う業務に係る3分類」などの施策に必要な財政措置の充実も強くもとめられています。

さらに、現状の教育課程基準に沿って設定された学校のカリキュラムは、授業の時数と内容が過度に詰め込まれているため、子どもも教職員も極めて大きな負担を強いられている状態です。このため次期学習指導要領では内容の精選と標準授業時数の削減が強くもとめられます。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
2. 小・中学校のさらなる学級編制標準の引き下げ等、少人数学級（30人以下学級の実現）について検討すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
4. 子どものゆたかな学びと育ちを保障するため、授業の時数と内容が過度に詰め込まれている状態の早期改善にむけ、学習指導要領の内容の精選等をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月26日

兵庫県赤穂市議会
議長 西川 浩 司

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

} あて